

群馬大学医学部附属病院糖尿病療養指導チーム運営委員会規程

平成19.12.11 制定

改正 平成21. 7.14 平成23. 4. 1

平成26. 4. 1 平成26. 9. 9

平成27. 4. 1 平成30. 4. 1

平成30. 6. 1

(設 置)

第1条 群馬大学医学部附属病院における糖尿病患者診療に関するチーム医療体制を構築し、糖尿病療養指導チームの結成及び円滑な運営を推進するため、群馬大学医学部附属病院糖尿病療養指導チーム運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 糖尿病療養指導の推進に関すること。
- (2) 糖尿病療養指導チームの円滑な運営に関すること。
- (3) 糖尿病療養指導に関連した諸記録の管理及び保管に関すること。
- (4) 糖尿病療養指導相談の運営に関すること。

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 内分泌糖尿病内科科長
- (2) 糖尿病専門医 若干人
- (3) 糖尿病療養指導に必要な医師 若干人
- (4) 糖尿病療養指導に必要な医師以外の医療スタッフ（看護師を除く。） 若干人
- (5) 看護部長又は副看護部長
- (6) 内分泌糖尿病内科の病棟看護師長及び外来看護師長
- (7) 糖尿病認定看護師
- (8) 糖尿病療養指導に必要な保健学研究科教員 若干人
- (9) 栄養管理室長
- (10) 医事課長
- (11) その他委員長が必要と認めた者 若干人

(任 期)

第4条 前条第2号から第4号まで、第8号及び第11号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は第3条第1号の委員をもって充て、副委員長は委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会 議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(専門委員会)

第8条 委員会に、専門の事項を検討するため、専門委員会を置くことができる。

(事 務)

第9条 委員会の事務は、医事課において処理する。

(雑 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、糖尿病療養指導に関して必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成21年7月14日から施行する。
- 2 この規程施行後、最初に選出される第3条第2号から第4号まで、第8号及び第11号の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行後の前日において、改正前の第3条第2号から第4号まで、第8号及び第11号に規定する委員である者は、施行日に第3条第2号から第4号まで、第8号及び第11号の規定により選出された委員とみなし、その任期は、第4条の規定にかかわらず、改正前の委員として残任期間とする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年9月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月1日から施行する。